

会報

石川

1993.8.No.12



飛 躍



石川県行政書士会

目 次

会長あいさつ	1
定時総会	1
新副会長あいさつ	3
会務報告	5
臨時総会	6
各部長理事、理事新任あいさつ	7
支部だより	11
主任技術者の変更届出書の取扱いについて	12
意見箱のコーナー	15
お知らせ	20
会員の動き	20
会務日誌	21
事務局からのお知らせ	22
編集後記	22

会報 いしかわ

職域拡大こそわが責務

会長 山岸 勇 雄



さわやかな夏季の候、会員諸先生にはいよいよ御健勝の事大慶に存じあげます。

会員諸先生には常日頃、愛会の精神を発揮され、当石川県行政書士会の発展のために格別の御支援御協力を賜っていただいておりますことについて心から厚く御礼を申し上げます。

さて、平成5年5月28日「メルパルク金沢」に於て開催された定時総会で、私に会長5選の栄を賜りました事について、本当に有難うございました。心から御礼を申し上げます。と同時に責任の重大さを身を以てかみしめている所であります。

この度の5選による7年間の会務執行の貴重な経験を有意義に活かして、行政書士制度の発展のために引続努力を致して参りたい所存であります。

また、さきの定時総会に於て御承認をいただいた平成5年度の事業計画の執行につきまして、役員ならびに会員諸先生の声に耳を傾け、初心をわすれず、会長選に立候補したときの所信表明の中の公約の実現のため、心をあらたにし、最善の努力を傾注致して参りたいと思っております。

そして、平成5年度の事業計画の取組の中で、特に会員諸先生の御理解が得られれば

1. 会館建設を推進するための会館建設特別委員会の設置
2. 法制定45周年を3年後にひかえ、石川県行政書士会史の編纂委員会を設置し、是非記念誌発行を実現したい

この事については、役員ならびに会員諸先生と十二分に議論をしていただき、そこから御理解と御協力を得て、一步一步現実化していきたい。

そして、会員諸先生が特に熱望しておられる、職域拡大実現のために最大の努力をする覚悟でありますので、会員諸先生に於れましても、これまで増した御指導御支援を賜りますよう衷心より御願ひ申し上げ、会長就任の決意といたします。

定時総会

職域の拡大向上目指して

定時総会開催

去る5月28日午後1時30分から金沢市玉川町の「メルパルク・金沢郵便貯金会館」で平成5年度の定時総会が開催された。

当日は来賓として、石川県知事代理総務部長山岸勇氏のご挨拶を頂いたのはじめ窪

田総務課法規係長、友好士業団体から久保石川県司法書士会会長、林土地家屋調査士会会長、寺西石川県公認会計士会代表、木村北陸税理士会石川県支部連絡協議会会長代理の臨席を賜り、また、中西石川県知事をはじめ堀内石川県社会保険労務士会会長、真達日本行政書士会連合会会長や近隣各県行政書士会からの祝電があった。

山本総務部長の司会により本総会の成立要件である会員総数及び出席者数（委任状を含む）の報告で始まった定時総会は、松原副会長の開会のことばと来賓各位の紹介に引続き 1 年間を振り返っての活動報告を折りませた山本会長の挨拶があった。また、例年行っている「本会顕彰規定」に基づく本会の発展に 20 年の永きに亘り貢献された 4 名（氏名別記）の表彰及び、本会役員を本総会で退任された 2 名（同）の会員への感謝状・記念品の贈呈を行った。

来賓の挨拶と祝電披露のあと司会者が本総会の議長選任について諮ったところ議場からは司会者一任の声があり引続き何れからも異議なく賛同者多数と認められた。以上により司会者は浅井廣史会員（加賀）を指名し議場も拍手で承認した。

浅井議長は、早速就任の挨拶をしたあと議事録署名人として藤井國穂・宮川外茂次会員（いずれも金沢）を指名し議場も承認ののち議案の審議に入った。

第 1 号議案、第 2 号議案は平成 4 年度活動報告関連のため一括審議とし、本総会前に各位に送付してある議案書のうち事業報告を山本総務部長が、決算報告を谷内経理部長が朗読提案し太田監事による監査報告を行ったあと議場に諮ったところ、浜井豊会員（小松）

その他より次の質問があった。

1. 各種研修会の開催状況について
2. 県下における「行政書士制度強調月間」期間等の具体的活動内容およびその成果について
3. 行政書士会館建設と積立金の実施計画の予定及びその具体化について

以上に対しては、埜田業務部長、茅野監察部長、谷内経理部長が答弁した。

議長はこの他の質疑を議場に求めたが特段の質問者がなかった。よって参加者の拍手により承認可決した。

引続き議長は、第 3 号議案、第 4 号議案についても関連するため一括審議とすることを提案し、事業計画案を山本総務部長が、予算案を谷内経理部長が朗読提案し議場に諮った。議長は再三質疑を議場に求めたが質問者がなく「異議なし」、「採決を求める」の声により議場に諮ったところ満場一致をもって承認可決した。

第 5 号議案 会則の変更について を山本総務部長に提案説明させた議長はこれを議場に諮ったところ異議がなく満場一致承認可決した。

第 6 号議案の役員選任の件につき議長は、本定時総会をもって会長、副会長、理事、監事の全員が任期満了となるため、この改選の必要がある旨を議場に説明した。引続、まず会長選挙につき桜井選挙管理委員長の報告を求めたところ、「先般行った会長選挙において山本吉雄会員以外の立候補届出がなく、よって同会員が無投票で会長に当選した」との報告があった。議場は拍手で承認した。議長は会長以外の副会長、理事、監事の選任について役員選任規則第 6 条 1 号の規定により

推薦をもって提案とする旨を述べ議場に諮ったところ、全員異議なく賛同した。よって議長は山本総務部長に各支部からの推薦役員名簿を朗読させこれを議場に諮ったところ全員異議なく承認可決した。

桜井選挙管理委員長から山本吉雄会員に会長当選証書の授与があり、引続き山本吉雄会員から選任役員を代表し新役員をはじめ全会員のご協力を得ながら事業計画の実施にあたりたい旨の就任挨拶があった。

以上により本総会の議事が終了したため浅井議長から議事進行の協力に対する感謝を含めた退任の挨拶があり、議場は拍手でその労をねぎらった。

最後に町田副会長から本総会開催にあたり会員各位のご協力へのお礼と、公私ともに今後の活躍を祈念した閉会のことばがあり終了した。

◎ 承認可決された議案

- 第1号議案 平成4年度事業報告
- 第2号議案 平成4年度決算報告並びに承認について
- 第3号議案 平成5年度事業計画(案)の承認について
- 第4号議案 平成5年度予算(案)の承認について
- 第5号議案 会則の変更について
- 第6号議案 役員、代議員の選任について

◎ 会長表彰

業務経歴20年以上

金沢支部	米山 秀治
	川合 健
加賀支部	宮野 明美
	町田健一郎

◎ 役員退任 感謝状

前副会長	小泉 山男(金沢)
前総務部長	山本 権(金沢)

新副会長就任あいさつ

副会長 飛坂 政一

わたしは、このたび副会長の要職に選任され、その任務の重責に身の引締まる思いであります。このうえは微力ではありますが、会員皆様方のご支援により全身全霊をもって県行政書士会のため、努力いたす所存であります。

現在行政書士会を取り巻く環境は、厳しいものがあります。これらの問題を解決するには、何と申しても会員皆様方のお力を拝借しなければなりません。それには皆様方との「話し合う場」を作り良く話し合いながら、会全体としての解決に向かうということが肝要と思います。

会員皆様方のご奮闘を祈願します。

副会長 町田健一郎

先の総会において、再度副会長に選任され身のひきしまる思いで一杯です。前任期中は何も出来ずただ傍観者のようであったことをおわびするとともに、今任期中には少しなりとも会の為に貢献したいと思っています。

本会のありようを考えてみるに

① 会員相互の情報、意見を交換し勉強して業務に資する場を提供すること

② 会員と役員との間においても①と同様の場を提供すること

であろうかと考えます。

今世界が新秩序構築にゆれる動き、また国

内も激動期にありいわゆる55年体制にかわる政治、経済が摸索されている。

わが行政書士会においてもきたる世紀を見すえてリストラクチュアが必要な時ではあるまいか。

会員の業務の手助けとなるような会務の運営執行はいかにあるべきか。

また退会し去った者が行政書士であったことに誇りをもてるような会ができないものと迷想しています。

与えられたこの機会に提案 2 点

① ミニ総会を 3 ヶ月に 1 度開催する

会員のサロンの場としこの機会に執行部は会務、部活動を報告する

上部団体や他友好士業団体等へ出席した会員はその報告をする

1 月は新年互礼会を兼ねて開催する

② 支部総会に他支部代表者を招待する

招待される他支部の選定は招待する支部が 1 つでも 2 つでもその支部の判断で決める。

世はまさにリストラクチュア時代である。

副会長 埜田 外一

平成 5 年度定時総会において副会長の大任をいただきました。又業務指導部担当副会長とのことですのでしっかりと気をひきしめてとりくみたいと思っております。

行政書士の業務については非常に広範囲に展開されていますし、内容についてもかなり専門的なものが要求されております。

これらの要求をみたしていくためにも行政書士の資質の向上が不可欠となってまいります。又専門家としての知識を深めていくための情報交換も必要となってまいります。会員

各位の要望もあると思いますがそれぞれの立場でより深く業務を理解していくためにぜひ専門部会の確立を促進していくべきであると思っております。私達、行政書士は許認可を取るための代書ではなくこの業務範囲の広さをより利用して、総合コンサルタント業としての窓口になり幅広く仕事を受けて同業者に配分できるよう横の連帯をとっていく必要があると思っております。新しい体制で成果の出る仕事をしっかりととりくんでいく決意です。

副会長 松原 政義

向暑のみぎり会員各位にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、各位の温かいご理解により三たび副会長に選ばれました。もとよりその任に非らずと存じておりますがその重責に身の引き締まる思いがいたします。

山本会長のご指導のもとに、各位のご支援をいただき石川県行政書士会の発展に微力を尽くしたいと願ひいたしておりますので、どうかよろしく願ひいたします。内外ともに激しい社会の変動の中で、私どもを取り巻く情勢も一層きびしいものがあります。

行政書士法、道路運動車両法の一部改正、報酬額の改定など数多くの諸問題があり、行政書士業務は各省庁都道府県市町村等多岐にわたり凡そ 34 種類あると言われております。

ところが、私ども会員中どれだけの方が行政書士専業で飯を食べているかと考えれば淋しい限りです。常に非行政書士に職域を侵食されている所以である。これを排除するには緻密な情報収集活動が重要でありこの情報分せきに基づいた職域の確保拡大に向けた取組みが必要であると思ひます。

単に窓口規制を叫ぶ以前に、他士業その他、関係窓口業務担当者との綿密な協議会をもち、行政書士の何たるかを認識していただき協力を要請する努力をいたしたいと思ひます。その上で関係庁への請願もすべきと思ひます。そのためには執行部、役員、各支部が一致団結し、強い力でこの難局に当たれば必ず光明があると信じます。

最後になりましたが石川県行政書士会の発展と各位の一層のご活躍ご健勝を祈念しごあいさついたします。

会 務 報 告

新 役 員 の 任 務 分 担 決 定

第 1 回 理 事 会 開 催

去る 5 月 28 日の定時総会において選任された新役員の任務分担と報酬額表の一部改正及び当面の事業計画の実施についてを主義案とした平成 5 年度第 1 回理事会が 6 月 24 日石川県行政書士会会議室で開催された。

まず、山本会長の開催目的説明を含めた挨拶で始まり、山本会長が議長となり議事を進めた。第 1 号議案の新役員の任務分担では、

前副会長及び部長・副部長で選考委員会を構成し別室で検討した。飛坂座長挨拶のあと宮川理事から選考委員会案を提案した。更に理事会において検討した後全会一致で別記のとおり新役員体制が決まった。

次に、第 2 号議案として「報酬額表」の改正問題が議長より提案され、その実施には会則の一部改正及び石川県知事の認可が必要である旨の説明があった。各理事から「会員の利益に直接関わることだから早急に臨時総会を開催すべき」の意見が出され、また、「遅れているのは執行部の責任である。」等の意見が出た。よって早急に総務部会で日程調整し臨時総会を開催することが決まった。

第 3 号議案は当面の事業計画の実施その他であるが、第 1 回の理事会が総会以後 1 か月近く開催されないのは極めて問題であり、そのため今回の臨時総会開催問題も遅れたと思う。今後は、総会当日か極めて短時期に開催すべきと決まった。また、当面は臨時総会を成功させることと新しく決まった任務部署での部会を開き各部の計画を立案してもらうことが決まった。

なお、新役員と任務分担は次のとおりです。

業 務 組 織 一 覧 表

5.6.24 決定

部 名		構 成 員 名	
会 長 山 本 吉 雄	総 務 部 (飛坂副会長担当)	部 長 茅野 勇平 副部長 宮川友茂次	部 員 三宅 直人
	法 規・企 画 部 (飛坂副会長担当)	部 長 山岸 清 副部長 波座 行一	
	経 理 部 (町田副会長担当)	部 長 太田 則武 副部長 濱田はつみ	
	広 報 部 (町田副会長担当)	部 長 藤井 國穂 副部長 宮本 幸子	
	業 務 指 導 部 (埜田副会長担当)	部 長 濱井 豊 副部長 重森 憲司	部 員 小山 秋子 酒谷 信嗣
	監 察 部 (松原副会長担当)	部 長 北岸 正彦 副部長 浅井 廣史	部 員 大森千歌子

臨時総会

報酬額の改正を決定

臨時総会開催

前回改正されて 2 年余り、県知事の認可で決められている私たちの「報酬額」の改正を求める声が会員各位から出ており、また、本行政書士会連合会からも「行政書士の受ける報酬の額の基準に関する規則」の一部改正の通知を受けた。

早速理事会を開催、討議した結果「会員の利益に直接関わること」として、石川県行政書士会会則の一部変更（報酬額表の改正）を目的とした臨時総会の開催が決まった。

さる 7 月 17 日午後 2 時から石川県行政書士会会議室において（委任状を含む）175 名出席を得て、臨時総会を開催、飛坂副会長の開会のことばと山本会長の報酬額表改正に至る経緯説明と臨時総会の開催意義を内容とした挨拶があった。続いて司会者宮川総務副部長が本総会の議長選任について議場に諮ったところ司会者一任の声があり、藤井國穂会員（金沢）を指名し議場も拍手で承認した。

藤井議長は、就任の挨拶とともに議事録署名人として重森憲司・小川清吉（金沢）会員を指名し議場も承認ののち議案の審議に入った。

議案「石川県行政書士会会則の一部改正について」を茅野総務部長に提案及び提案理由説明をさせた議長は、慎重審議を求め議場に諮った。議場から伊東鍊二郎（金沢）、大星正嗣（七尾）会員その他から次の質疑があった。

1. 図面には面積規定はないのか
2. 一枚の紙に図面を沢山書いた場合はどの

ように計算すれば良いか

3. 提出手続代行料で日当はどのように計算すれば良いか

以上の答弁には、茅野総務部長があたり建設的な審議が続いた。

この他の質疑を議場に求めた議長は質問者が無いことを確認し、議場の拍手により承認可決した。

議案審議が終わり、議長退任挨拶のあと、町田副会長から閉会のことばで終了した。

◎承認可決された議案

石川県行政書士会会則の一部改正（案）

別表 4 報酬額表中

特に考案を要するもの 1 枚につき「3,200円」を「3,500円」に、

考案を要するもの " 「1,300円」を「1,400円」に、

考案を要しないもの " 「700円」を「800円」に、

略 図 1 面につき「1,800円」を「2,000円」に、

見 取 図 " 「2,500円」を「2,700円」に、

縮 尺 図 " 「5,100円」を「5,500円」に、

図 面 備 考 欄 「740円」を「800円」に、

提出手続代行料 1 時間につき「3,100円」を「3,300円」に、

実 地 調 査 料 1 時間につき「5,100円」を「5,500円」に、

相 談 料 " 「3,400円」を「3,700円」に、

公 簿 閲 覧 表 1 回につき「1,100円」を「1,200円」に、

改める。

附 則

この会則の改正は、石川県知事の認可のあった日（平成 5 年 8 月 10 日）から施行する。

各部長理事、理事新任あいさつ

総務部長 茅野 勇平

総務部は、本会事務の統括と日本行政書士会連合会をはじめとする関係諸団体との渉外・折衝を行い、本会会員のための総合的な情報の発信基地となるべき役割を担うのが、本来の仕事と承知いたしております。いわば、石川県行政書士会の縁の下の力持ち的活動に徹したいと考えております。

総務部の役割を具体的に申しますと、本会には事務局長が存職していませんので事務全般の統括処理を行い、日行連、関係官公庁、関係友好士業団体との渉外・折衝等の中から得た情報を適切に把握して、正確にその情報を会員の皆様にお知らせする。即ち、会員の方々に、十分に業務を行えるようサポートするのが、総務部の役目の基本と思慮します。とは申せ、総務部の業務が十二分に機能するには、会員のご協力とご支援が不可欠であります。今後ともなんなりとご要望いただきたいと存じます。

歴代就任された総務部長に優秀な諸先輩が多数輩出されております。累々と築いてこられた石川県行政書士会の業績の一翼を担ってこられた有能な方々ばかりであります。いわば、本会の第二の顔とも称される重要な位置にある、それに相応しい人物によって総務部長職を引き継いでこられた訳ですが、本年に至ってその伝統が壊れてしまいました。

この度、はからずも総務部長職を引き受けることとなり、石川県行政書士会並びに本会会員の方に多大なご迷惑をおかけしまいかと恐縮恐懼いたしております毎日であります。もとより浅学非才の小生ではありますから、

その重要な職責を全う出来るとは夢にも思いませんが、暖かいご協力のもと一意専心精進を重ねて努力致す所存であります。よろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

法規・企画部長 山岸 清

去る6月24日開催された理事会において、新たに設けられた法規・企画部の責任者に選ばれました。

この部が担当する業務は、従来総務部が所管していた業務のうち、法規・企画に関する業務を分離、所管することとなったものであります。

しかし、私が果たしてこの部の責任者として適任かどうか、自分ながら甚だ疑問に思っておるところであります。一生懸命努力いたします。どうぞ会員の皆様方の暖かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

なお、当面の法規・企画部の課題として

1. 本会事務局の移転問題の検討と対応
2. 諸規定の整備
3. その他整備拡充を要する事項の検討

などが考えられますが、いずれの事項も会員に直接影響する重要な事柄であり、十分な協議と検討を重ねることが必要であります。

特に、事務局については、現在入居している建物について建替え計画が進められており、明け渡しを求められている現状から早急に対応が必要であります。

しかし、事務局の移転は、本会の今後にも影響する最も重要な事項であり、最近、石川県庁舎の移転問題が大きく取り上げられておる関係もあり、県庁舎の移転にも最大の関心を持ちつつ、石川県行政書士会館の建設も含めた総合的協議、検討をすべきであると考え

ております。

これらについて、会員の皆様方のご理解をいただくとともに、建設的なご意見、情報等をお寄せいただくようお願いいたします。

経理部長 太田 則武

グループ研究会は自主的運営になっているせいか、全体的に低調な感じがします。

専門的に業務を分けて発展させていかなければならない点は類似の資格と異なる所です。

行政書士の根幹をなす業務は反復継続的に依頼される業種であります。専門グループ単位で、ニーズの調達、依頼件数、専門的知識の普及、受託の仕方など、具体的に研究していかなければ仕事に結びつきません。

会社の取締役にならざるにそれぞれの業務担当者がいるように、理事も業務別に選出されるよう提案しているものです。その他の理事は、本会の事務に責任をもってもらえばよいと思います。現行の地域別選出を生かしながら、その中で本会で認められたグループ代表が入ってくるようにする選任方法はどうか。

本会の役員とパイプがつながっていれば、自主的運営にもはずみがつき、あるいは予算化されるなど、グループ研究会は停止できないこととなります。

広報部長 藤井 國穂

引き続き広報部長職を担当させていただくこととなり、改めて職責を感じております。

広報部の仕事は、会報の発行はもとより、会内外に対する PR 活動を中心として行政書士の職域の確保拡大を全面あるいは側面から援助することであると思います。

広報部が発足してから満 5 年が経過しまし

た。会報の発行も 11 号を数え順調に推移して来たように思いますが、内容的には他府県の会報と比較して決して充分であるとは言えません。会報には、会員の声を最大限に反映させ行政書士の社会的地位の向上、職域の確保拡大にその使命が科せられてると言っても過言ではないと思います。

今後一層、会報の紙面の充実を力を入れたと思います。そのためにも会員の方々の益々のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。どのような内容でも結構です。心から皆様方の投稿をお待ち申し上げます。

業務指導部長 浜井 豊

新任にあたっての抱負を述べます。

業務指導部の役割は、①会員の業務に関する資質の向上を目的とした各種研修事業の実施、②各種研究グループの活動の援助に大別されると思います。

まず、研修事業については、従来、既存会員を対象に、法令の改正等があった場合の対応等を中心とした研修会の開催が中心であったと思いますが、新入会員に十分な実務対応能力を身に付けてもらうための新入会員向けの研修にも力添えをしたいと思っています。

次に、研究グループの助成については、平成元年に発会后、休眠状態となってしまったグループの再活性化に努めたいと思っています。

本年度の業務指導部関連予算は、研修会費 50 万円、研究会補助金 30 万円となっており、それぞれ対前年度予算に対して、2.5 倍、2 倍という大幅な増額となりました。したがって、本年度は例年以上の充実した研修事業の

実施が可能であり、建設業法、都市計画法、農地法等のなじみの深い行政手続きについて特に研修を実施したいと考えています。また各研修グループの活動も活発になるものと期待されますので、これらの会員諸兄は、本会主催の研修会のみならず、各研究グループの研究会にも積極的に参加され、市民のニーズに対応できるよう研鑽されますようお願い申し上げます。

監察部長 北岸 正彦

この度、石川県行政書士会監察部長の重責を拝命いたしました。

監察部での任務は初めてであります。大変戸惑っていますが、前任者先輩諸氏のご指導のもとに職務を全うして参りたいと決意しております。

監察業務の内容に関しましては、従来より「にせ行政書士排除」が主たるものであったと認識しております。これは当然のこととして、更にスタッフ一同日常的に士業に抵触する行為を監視して参りたいと思っています。

一方、我々行政書士が業務に精励し、奮闘努力し、顧客の所願を満足させた結果としての業務報酬を徒にダンピングする行為は、行政書士の資質を低下させ、自ら社会的地位を放棄するものであると断ぜざるを得ないものであります。

今年、こうした行政書士の基本に関する事項についても監察の対象にしてはと思っています。

何分、未経験の者であり、宜しくご指導下さい。

理事 宮川外茂次

「行政書士ってどんな仕事しとるが?。」とか「聞いたことあるけど何できるが?」またちょっと良くなって「行政書士だけして食べていけるがか?」私が開業したところ近所の人や知人から良く聴かれた言葉です。

開業してすぐ聴くには厳しく又「行政書士とはこの程度しか認められていない士業」だと知らされいささかショックでした。

お客様のご協力により何とか7年間継続することが出来ましたが、この間のことを思えばまだまだ「行政書士が認められていない。」し、私たち行政書士の方から「国民の理解と信頼を得、行政書士制度の普及徹底を図る」努力を進めることが大切だと痛感しています。

行政書士会会務とは「個々の会員の日々の努力が報われる」士業になるようその先頭に立つべきと思っておりますし、今総会で理事に選任されました私も会長はじめ他の選出役員と協力しながら「行政書士の社会的認知の向上」の一助になればと思っています。

理事 波座 行一

今般、理事になりました。新任にあたっての抱負をと云う事ですが、輪島地区に於いては、行政書士に関する業務は単独では余りなく業務内容、名称についても一般に知られていない様に思います。専業で行政書士を行っておられる方は輪島ではないと思います。先般金沢地区の先生方とお話をする機会があり業務の多さ及び収入の多さに驚いた次第です。

今後行政書士の業務内容、名称等を少しでも多くの人に知ってもらうため、諸先生方のお話し、意見等をお聞きし、勉強して、職域

の拡大に努め、多少なりとも本会の発展に寄与できればと思っております。

どうぞ御指導のほど宜しくお願い致します。

理事 宮本 幸子

このたび県理事という大役を引き続きお受けすることになり、身の引き締まる思いがします。今まで役に立っていたのだろうか。そういう思いが頭の中をかすめます。しかし、お受けするからには、もっと『行政書士』という職業をアピールできるよう努力したいと思えます。

『行政書士制度強調月間』も名称の変更だけでなく、もっと実りある中身の濃い行事となるよう、会員一丸となってやるべきだと思います。それにはまず身近な人から理解を求め、その輪が徐々に大きくなっていくようお手伝いできれば幸いです。

その点広報部はまさに情報発信の場として重要な立場です。会員一人一人が参加できる開かれた部であると思えます。会員の声を素直に反映できるような広報部にしたいと思えます。これからも皆様の御指導、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

理事 酒谷 信嗣

先日理事会が開かれ、理事の職掌分担をとということで、業務部員をやらせていただくことになりました。一回目の業務部会では、早速具体的な行事計画が決定しました。①建設業許可の研修会、②車庫証明の研修会です。私は土地開発関係の仕事をしていますので理事の任期中に、県の農政課に依頼し、先方の了解を得られれば農地法の許可に関する説明会と、質疑応答会をやりたいと思えます。農

地法については、現在の社会環境と必ずしも適合しなくなっているのではないかとわれられており、確かに私も矛盾点があるように感じられます。法の早急な改正ができない以上、法解決と運用（行政指導）で矛盾を解消して行くしかないと思います。行政書士は、市民と行政の橋渡し役として、お客様に、農地法の趣旨説明をしなければならない反面、行政指導の問題点を行政に指摘して、改善を要望していかなければならない。これは、一行政書士としてより、行政書士会として話した方が、行政もスムーズに対応してもらえるものと思う次第です。

理事 大森千歌子

私は輪島支部に所属いたしておりますが、日頃感じておりますことは、私の地域では、まだまだ行政書士の業務への理解がないようで、よく一般住民の方から「行政書士は何をするの！」とたずねられ、業務内容を説明しながら、もっとこの制度を新聞等でPRすることも大切ではないかと痛感しております。車庫証明業務にしても、私の地域では、まだディーラー直接が多く、常に「車庫証明は全面的に行政書士の業務として」等と申し入れもなされている中で、やはり地域によるのかなどの悩みもあり、この度理事の任務をおおせつかり、諸先生方の御意見を拝聴し、御教示を受けることの機会に恵まれたことを喜びとし、更に住民と行政をとりもつパイプ役である役割の重要性を認識し、地域の方々に信頼される行政書士として一層研鑽にはげみ、行政書士会と地域社会の発展のために努力して行きたいと思っております。

支部だより

◎ 輪島支部

当支部では、会員の業務の研究指導、進歩改善をより一層図るため、強調月間行事のほか支部独自の事業として研修を年2回程度実施している。

また、年1回の総会終了後懇親会を開催して、会員相互の親睦を図っている。

強調月間には、①無料相談所の開設。②自動車販売会社等に対し、法違反のないよう文書指導を。③農業委員会に対し、各土業の各々の業務内容条文を抜粋し、許可申請業務は行政書士の専管業務であることを。

以上それぞれ支部会員名簿を作成し同封配付して協力依頼した。

研修は年2回例年実施しており、平成4年度は5月と11月に実施した。その講師を関係官公庁に依頼することにより、関係官公庁がこれら申請業務は行政書士の専管業務であることを再認識するためにも効果があると思われる。

◎ 金沢支部

今年度の定時総会は5月21日(金)粟津温泉辻のや花の庄において22名の会員の出席を得て開催され、総会終了後懇親会を開催し、盛会裡に終えました。

今年も昨年と同様に強調月間の取組み、許可手続無料相談会の実施、経営事項審査での行政書士専用集合審査日の設定等いろいろな事業に取り組みたいと考えております。

ひとつ新しい事業として、専門の講師を招いて情報化社会に対応すべくコンピューターの基礎勉強会を開催したいと思っております。今後、行政書士の仕事も必然的にOA化され

なければ対応できない時代になってくると思われます。それに対処していくにはコンピューター関係の基礎的知識の素養が必要になります。これからもこの種の勉強会を業務の関連性にかかわらず開催できればと思っております。

本年度は役員の改選も行われ、新しい役員の方々と共に支部の運営に頑張りたいと思っております。

◎ 小松支部

当支部は新体制のもと活発に活動を開始しました。以下はその要綱です。

- 1 支部総会 5月21日
平成4年度事業決算報告の承認
平成5年度事業計画、予算案の承認
支部役員選任
退会者功労金支給規則制定の件承認
- 2 第1回幹事会 6月11日
事業計画についての具体的検討
- 3 新三役の関連官公庁への挨拶 7月7日
- 4 第十回研修回 7月16日
「テーマ」 開発許可申請書式変更に伴う説明会
- 5 支部長の諮問機関として、支部内に国籍業務委員会を創設する。原則として2ヶ月に一回の割合で開催し、国籍業務に習熟し、目標として下記の2点を目指すこととする。
 - (1) 帰化許可申請手続の書式集を作成する。
 - (2) 作成した書式集をテキストとして、支部会員を対象に国籍業務に関する研修会を開催する。

建設省経建発 第125号

平成 5 年 4 月 30 日

建設省建設経済局建設業課長

風岡典之

建設業法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う
主任技術者の変更届出書の取扱いについて

平成 5 年 4 月 26 日付けで公布された建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 5 年建設省令第 5 号）は、公布の日から施行されたところである。

今回の改正は、平成 5 年 5 月にコンピューター・システムの改良が行われることに伴い、主任技術者の変更届出に関する事務処理の迅速化等を図るために主任技術者の変更届出書の様式の改正を行うものである。

主任技術者の変更届出書については、建設業法施行規則の一部を改正する省令（昭和 62 年建設省令第 1 号）により、その様式が定められたところであるが、今回の建設業法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、今後は下記によることとしたので、事務処理に当たっては、遺憾のないよう措置されたい。

記

1. 主任技術者の変更届出書の様式の変更について

主任技術者の変更届出書の様式については、別紙のとおりとする。

2. 経過措置について

主任技術者の変更届出書の様式については、4 月から新営業年度とする建設業者が多いことにかんがみ、平成 5 年 6 月 30 日までの間は、なお従前の例によることができることとする。

(別紙)

様式第二十二号の三 (第十条関係) (表 面)

(用紙 B4) 10007

主任技術者の変更届出書 (有資格区分の変更・追加・削除)

下記のとおり、主任技術者一覧表の主任技術者に変更があったので、届出をします。

平成 年 月 日

建設大臣 殿 届出者 印 知事

項番 届出の区分 45 1. 有資格区分の変更 2. 追加 3. 削除

大臣コード 許可番号 46 建設大臣 知事許可 (一般-) 第 号 平成 年 月 日

記

Table with 5 rows for applicant information. Columns include Name (フリガナ, 氏名), Birth date (元号, 生年月日), and Qualification (有資格区分). Each row contains the same placeholder information.

(なるべく折り曲げないようにし、やむを得ない場合には折り曲げマーカーの前で折り曲げて下さい。)

(裏面の記載要領に従い記載すること。)

(裏 面)

記載要領

- 1 この届出書は、次の場合に作成すること。
 - (1) 既に提出している主任技術者一覧表（様式第11号の2）の技術者の有資格区分に変更があった場合

この場合、**4****5**「届出の区分」の欄の□に「1」を記入するとともに、**4****7**「氏名」及び**4****8**「有資格区分」の欄の両方に記載すること。
 - (2) 既に提出している主任技術者一覧表（様式第11号の2）の技術者に新たな者を追加した場合

この場合、**4****5**「届出の区分」の欄の□に「2」を記入するとともに、**4****7**「氏名」及び**4****8**「有資格区分」の欄の両方に記載すること。
 - (3) 既に提出している主任技術者一覧表（様式第11号の2）の技術者を削除した場合

この場合、**4****5**「届出の区分」の欄の□に「3」を記入するとともに、**4****7**「氏名」及び**4****8**「有資格区分」の欄の両方に記載すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名を上記の(2)により、変更前の氏名を上記の(3)により、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「建設大臣 及び 「般 については、不要のものを消すこと。
知事 特」
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 **4****6**「許可番号」の欄における「大臣 知事」コードのカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**001234**又は**01**月**01**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記載すること。
- 5 **4****7**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけカラムに記入すること。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間には1カラム空けて、例えば**建設 太郎**のように左詰めで文字をカラムに記入し、「生年月日」の欄は「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**01**月**01**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラム「0」を記入すること。
- 6 **4****8**「有資格区分」の欄は、本表に記載された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハ該当又は法第15条第2号イ該当については、当該技術者の有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い該当するコードをカラムに記入すること。

意見箱のコーナー

水元 震 (輪島支部)

高齢者社会という言葉がよくいわれるこのごろですが、私も世間にいう高齢者と言われる年齢になったためですか、老人という言葉がやたら目についたり、又耳に聞こえてきて気になるのです。

辞書を繰ると「老人」という欄には「年をとった人」「年寄」「老人は病気にかかり易く治りにくい」「経済上生活の自立が困難である」等々まことに気分が悪くなるような事ばかり書いてある。

では老人とは年齢的に何才ぐらいからなのか、六十才とも又六十五才ともいわれて色々である。社会では仕事の上でも、公的地位にある方々でも、バリバリと働き、年齢等は全く感ぜられない人々が沢山おられる。

私達行政書士という職業は年齢に関係はない。現在の会の運営をみるならば「若い人」「女性」がどんどん加入されている。

私は「老人」という言葉は大嫌いである。聞くとところによれば婦人というのが女性というのに改められている「老人」という言葉に変わるすてきな言葉はないものか。

会報「いしかわ」も広報部長さんはじめ部員の方々の努力で内容も充実してきた。

若い人、女性のユニークな投書により肩のこらない会報をのぞみたい。

松田 吉造 (七尾支部)

「おめでとう、会発展の為にも頑張ってください」とのお言葉と共に四月二日付会員証を山本会長から拝受した松田です。幸にも健康に恵まれて居りますものの浅学非凡な者だけ

に会長先生を初め先輩諸先生方のご指導と暖かいご叱声を仰ぎながら行政書士倫理綱領に則り人格を磨き良識と教養の陶冶に心がけ一日も早く業務に精通致す所存でございますので宜敷くお引廻くの程をお願い申し上げますと共に今日のご挨拶が出来る機会を与えて下さった事務局のご高配に対し又今日まで親身に勝るアドバイスをして下さった一先輩先生に心からお礼申し上げますご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

さて寄稿せよとのご指示でペンを持って見たものの困惑の末最近特に感じたことを申し上げてみたいと思います。

「ボランティア活動」と言えば良くわからないままに所詮「ヒマ人」がなんでもすることとっていました。ところがこの三月退職するのを待っていたと云わんばかりにその「ヒマ人」にさせられたのであります。町内会副会長、町防犯委員、市民憲章地区推進協議会員を押しつけられたのがそれです。地球的問題とまで言われ出したゴミ問題に、生活排水問題等が従来の町会長の仕事の他に避けて通れない問題となりました。防犯委員の仕事も限度がありません。市民憲章推進協議会員もこれ又際限のないもので、朝のあいさつ運動に始まって地域社会が明るくなるための仕事例えば公共施設の美化清掃、花壇の世話等々総てをしかも率先実行することでありませぬ。地域社会の住民に変わってお役所に入ります行政書士も見方によっては立派なボランティア活動と言えるかも知れませぬ。いずれにしろ健康の許す限り地域社会の為に頑張りたいと思う今日此頃であります。

士業間交流に向けて

大星 正嗣 (七尾支部)

行政書士の場合、専業者、兼業者を問わず、それぞれの業務の内容によって、他の士業との連携で業務を完結する事が多々あります。

依頼された業務の一貫した流れの中に司法書士業務、税理士業務等がよく出て来ます。世の中が多様化し、それに伴い業務も複雑多岐にわたってくると、おのずとその道のエキスパートに頼らざるを得ません。そんな時それぞれの専門家の立場で情報交換ができていれば、それを生かす道がひらけてくるのではないか。最近特にそんな思いが一層強くなっています。士業族には一種の一匹狼的な所があり横の連絡もあまりなく排他的な一面を見せる時があります。この閉鎖性が時々この種の交流会開催に障害となったりします。そこで地区を限定し、各士業者に働きかけ個人参加で出席できる人だけにします。自然体で呼びかけようと思っています。そして地道に長く続けられるよう努力するつもりです。将来情報交換の場から社会に向けて情報発信の場へと発展していく事を願うものです。

ヨーガ辻説法

森 忠幸 (金沢支部)

先日、衆院議員選挙の投票所の受付などをやっていた町役場の若い男性から「投票の手伝いをしていて一番感じたことは、年寄りや身体の不自由な人が、ものすごく増えたなァっていうことやねェー」と、しみじみ聞かされた。その男性は土木課の技師をやっているが「このまま行ったら、道路などを作る金がなくなって、みーんな福祉の方にいっ

てしまうような気がしたなァ」と真顔で続けた。「森さん、ヨーガで何んかならんもんかね」私はヨーガを毎朝 2 時間行じて約 20 年経った。何んかならんこともないが、やらないことには変わりようがある筈もない。「まず政治家が真面目にヨーガをやれば幾らか変わるかも知れないが、外ばかり観ている人らに本格的な内観の行は無理だろう」と答えておいた。

今ほど「まともな政治」が必要な時はないのに、政治改革だの新生党だの的はずれなことで騒いでいると、とんでもない国になるばかりでなく、精神病院と禅寺もどきの寺ばかりの国になることを予言しておこう。

『行政書事務所を開業して』

的場 晴次 (金沢支部)

行政書士事務所を開業してまだ一月たらずですが最近の新聞を見る視点が変化してきました。今までは許認可と言う言葉に全く関心はありませんでしたが、この頃はこの言葉が目に入るともしかして商売のタネになるのではと、記事を丹念に読むようになりました。7月10日付けの北國新聞の投書欄に参政権のない外国人二世の方の投書が載っていましたが、費用と時間がかかりすぎて国籍の取得を断念せざるを得なかった。しかし、子供からなぜ投票に行かないのかと聞かれるのが一番辛いと書かれてましたが、一日も早くこのような人達の力になれるような行政書士になりたいと思っています。

厳しい現実と高い理想とのギャップは大きいと思いますが、多少とも社会に貢献できるように頑張っていきたいと思っていますので、先輩の諸先生方のご指導ご鞭撻の程宜し

くお願い申し上げます。

行政書士に関する一考

小川 清吉（金沢支部）

行政書士制度が、法制化されてからすでに四十年余りを経過し、その業務もそれなりに行われるようになった。そしてその業務範囲も弁護士、税理士、司法書士などの業務に属さないもので官公署に提出する書類の作成、その書類の作成についての相談に応ずること、書類を官公署に提出する代行など広範囲なものである。しかるに、今一つ弁護士、税理士、司法書士などのように必要性、重要性に乏しい制度のように思われてならない。このように考えることそのものにも問題がないとは言えず、また行政書士の業務を拡充するように努力しないことにも問題があると思われる。つまり努力不足と言われても仕方がない。しかし、制度上からその必要性を強調することも大切なことである。それは制度の上にあぐらをかくということではなく、多岐かつ膨大な行政業務を迅速かつ円滑に行われることが現今のような規制社会では重要なことと考えられる。昨今規制緩和ということが言われるが規制は、今のような複雑な社会では容易に緩和できるものでなく、ことがらによっては規制を強化する必要なものがある。この規制というのは許認可制度のことであって何もさせないということではない。一般社会、隣人に迷惑を及ぼすことやおそれのあることについては、十分な規制が必要である。規制緩和に限界があり、許認可制度は社会の平穏と安全を護る砦といってもよい。

さきの第一二六回通常国会に行政手続法案が提出されたが、途中国会解散によって法案

は流れてしまった。この法案は、許認可事務における公平性、透明性の期待が込められており、許認可申請はその内容において真正と確実性が担保されているものでなければならない。この真正と確実性は先ず行政書士がこれに参画し、十分な調査をして内容の真正と確実性をその責任において保証するものであることが望ましい。もし、行政書士の業務運営がこのように行われるようになればその必要性と重要性が強調するまでもなく認められるようになる。

ここに、どうしても言いたいのは制度の改正を待つだけでなく、会員各自の努力により行政書士制度の必要性と重要性を認識させ地位の向上に努めねばならないということである。

行事の企画について

大野 勝夫（金沢支部）

昭和六〇年に行政書士会に入会して以来、入会当初、支部の研修会に一回出席した記憶はあるが、それ以後は、総会はもとより各種研修会等に出席する機会が無く残念な思いをしている一人である。

出席することの意義、重要性については、十分認識しているつもりではあるが、行事の全てが平日に開催されていることが、その原因の一つのような気がしてならない。

平日に開催される要因は多々あるかと思われる。

官公庁の土曜閉庁に伴い、講師を官公署に依存する研修会については、その傾向が強いと思われる。

会員諸氏においても、複数の役職兼務の方が多数で、行事も種々重複するかと思われる

が、いずれにしても、会員が一人でも多く、参加し易い企画を期待するものである。

総務部長として

山本 権 (金沢支部)

私が突然行政書士会石川県会の総務部長の大任を申し受けましたのは平成三年十月十六日前総務部長田中寿氏が俄かに病気の為なくなられ部長補佐役の私に部長後任を次期役員会において命ぜられ、本年五月定時総会終了をもって大任を終える事が出来ました。此の間非常勤の状態にて其の任に当たっておりましたが会長以下役員、会員各位の御支援、御助言を戴き任務を大過無しと申し上げたいのですが、迷惑多々有りで止めさせてもらいました。会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

総会部長として以前から気掛かりとしておりました事業で

一、業務報酬額標準取扱要領

三年十二月一日 発刊

一、会員名簿の改定

四年八月一日 発刊

の二件が種々検討し関係する各位の御援助により完成する事が出来ました事です。内容的には今後改正等有るものと思いますが会員皆様の御意見を何時かの機会に事務局迄お寄せ下さい。次期の参考になる事と思います。

尚総務部長在任中常に気掛かりであった事は会費の納入の件です。会員各位には面倒な事かも分かりませんが納付通知が行きましたら期限迄に納付されるよう部長交替に当たりお願い致します。

「北海道南西沖地震に思う」

倉本 守 (金沢支部)

7月12日夜突然襲った直下型地震は、北海道奥尻島、対岸の島牧村に多大な被害をもたらし輪島港にまで津波が及んだ。輪島港では10年前の日本海中部地震の経験を生かしその被害は最小限に食い止めたということだがそれでも相当なものだった。

島牧村は積丹半島の南、海岸線に長くのびる静かな漁師村である。そこに漁業を営む知人がおり、何度か訪ねたことがある。

川にそ上する直前にとれた“あきあじ”、なかでも“鱒”の大きな切り身をふっくらと焼きあげたのはどんなステーキにも優るとも劣らぬ絶品である。

彼の家は海と細い道路を一本隔てるだけなので、その被害を案じたが、幸い車庫、倉庫、トラックが流されただけですんだので大したことはなかったということだ。村では今日も明日も葬儀が行われるという。

元の平穩に戻し再建するには、どれだけかかることか。私達の励まし、援助は不可欠だ。

サポート役としての行政書士に

京念 昇 (小松支部)

最近お父さんを亡くされた友人が、「どうも遺言があるはずなんだが…」と行って、身内に確認できない事情があったのか私を訪ねてきました。

そこで仮りに公正証書遺言であれば公証役場へ行けばわかるはずだと思い、彼と一緒にそこへ出向きました。幸いにも公証役場で遺言が作成してあり、その場で謄本の交付を受ける事が出来ました。もちろん予め遺言の

解説書を読んだり、謄本交付手続について尋ねたりした上ででかけたわけです。

このことで新しい業務体験を重ねることができたという満足感もありましたが、それ以上に印象的だったのは、話しを聞き、役場へ行きと傍らにいて行動を共にしたことが彼にとって大変心づよかったと言ってくれたことです。

誰しも普段行き慣れていない官公署へ出向き、許認可申請とまでいかななくても、ちょっとした手続でも目的どおり通るかと不安感と緊張感を抱くものです。しかしそこに書類作成と提出代行を担う行政書士のはたらきが求められているように感じます。

「国民と行政との絆」ということが行政書士倫理綱領に謳われていますが、私は行政手続の面で依頼者をサポートしてゆく、そして両者の絆となることができればと思っています。

女性行政書士交流会に参加して

宮本 幸子 (小松支部)

日時：平成5年6月26日

午前10時から午後4時

場所：神戸市産業振興センター801号

(神戸ハーバーランド内)

出席者：40名

(近畿六県、北陸三県、東京、新潟)

内容：県外(中部地区)の行政書士との親睦

石川会からは、連絡を受けた小山会員がどうしても出席できないということで、濱田と宮本が出席し期待以上の有意義な一時を過ごしました。来年は和歌山県で開催されますので、女性会員の方の参加をお勧めします。

〈雑談の中から〉

堺市では女性の支部長が会員160名の中から(男性候補を退けて)選出され大いに活躍されています。建設業許可においては90%を行政書士が扱っていて申請書類には、行政書士の氏名・捺印の欄が印刷されているそうです。石川会は10年遅れているとの痛いご批判を受け大いに発奮した次第です。

また、大正生まれの高齢の会員も出席され、現役で多数の補助者を雇い職務に励まれている様子を伺って、私たちも大いに啓蒙され、今のぬるま湯に浸かっているような状態を恥ずかしく思いました。

行政書士の地位

小泉 山男

「資格時代」こう言われることの是非を今は問いませんが、とにかく「是」のほうの立場で私はこの小文を書こうとしているのです。

最近のある新聞の広告ページに「行政書士」「官公署提出書類、その他権利義務、事実証明などの書類の作成や手続きを当事者に代わって行うスペシャリスト。人気資格。」と記載されていましたが、行政書士が法律で定められている条文(第1条)にもよって、きわめて端的だと思いました。

ところで、その記事の後の部分、“スペシャリスト”そして“人気資格”というところですが、これはもちろん行政書士だけでなく他資格についても今の時代に広告などによく使われている言葉です。

この評価を、いちおう謙虚に受け取り誠実にそれに応えて行くべきではないか、と思うのです。そこに行政書士の今日の地位も確立されて行くことでしょう。

最近、他士業と協調ムードの会合が本県で

も持たれるようになりました。隣県では既に懇話会が発足しています。時宜にかなったことと思います。その隣県の若い弁護士 A さんからも先日、好意のこもったおハガキをいただきました。このように各士業間「交流を深め、結束を強め」たがいに生計が成り立ち、かつ社会に貢献できれば、とも思う次第です。

会員の動き

○第 4 回 (H.4.11.19)、第 5 回 (H.5.2.26) 出入国事務研修回効果測定出席者数、合格者数の北陸三県の結果は次のとおりでした。

単体会	第 4 回			第 5 回		
	出席	合格	%	出席	合格	%
石川	4	4	100	5	2	40
富山	2	2	100	6	3	50
福井	7	5	71	20	5	25

○「不動産登記法の一部を改正する法律」の国会成立に伴い、「登記手数料令の一部を改正する政令」(地図に準ずる図面の閲覧についての手数料を図面 1 枚につき 400 円とする)も法と同日から施行されることになり、その施行期日を平成 5 年 10 月 1 日とすることが 6 月 25 日付けの官報で告示されました。

○業務研修会が下記の要領で開催される予定です。

- 開催日時 7 月 31 日(土) 午後 1 時～4 時
会 場 金沢勤労者プラザ 4 階アトリエ
研修課題「建設業許可関連手続きの実務」

お知らせ

抹 消 (廃業)

- 畑中 一郎 (平成 5 年 4 月 22 日廃業)
河北郡七塚町杉本ホ 34-1
- 佐武 孝憲 (平成 5 年 4 月 5 日廃業)
松任市千代野東 4-8-2
- 西浦 良栄 (平成 5 年 3 月 1 日廃業)
小松市小馬出町 16
- 山田日出夫 (平成 5 年 4 月 22 日廃業)
江沼郡山中町塚谷町 1-38-1
- 今川 和夫 (平成 5 年 1 月 11 日廃業)
羽咋市南中央町キ 106-14
- 浦 幸蔵 (平成 5 年 4 月 27 日廃業)
珠洲市東山中町チ 103

変 更

- 堂口 善明 (平成 5 年 3 月 23 日登録)
金沢市神宮寺 2-17-17
- 倉本 守 (平成 5 年 4 月 26 日登録)
松任市布市町 106
TEL 0762-76-4047
- 吉倉 常好 (平成 5 年 6 月 11 日登録)
金沢市新神田 4-9-14
- 酒谷 信嗣 (平成 5 年 6 月 30 日登録)
加賀市大聖寺菅生 732-2
TEL 07617-2-7660
- 浦辻 昭 (平成 5 年 3 月 23 日登録)
七尾市なぎの浦 75
TEL 0767-52-4197
- 和泉 千世 (平成 5 年 3 月 9 日登録)
小松市小馬出町 16
TEL 0761-22-8845
- 生水 直温 (平成 5 年 3 月 9 日登録)
加賀市大聖寺岡町口 3

TEL 07617-3-1045

○松田 吉造 (平成5年4月2日登録)

七尾市矢田町23

TEL 0767-53-3827

○中澤 隆象 (平成5年6月8日登録)

珠洲市正院町正院20-57

TEL 0768-82-1951

○市川 隆俊 (平成5年1月13日登録)

金沢市笠舞本町2-10-2

TEL 0762-34-0934

○氷見 勇人 (平成5年2月15日登録)

金沢市新神田5-77-1

TEL 0762-92-1516

○片山 義宏 (平成5年3月9日登録)

松任市千代野東6-13-8

TEL 0762-74-5768

○徳田 邦夫 (平成5年3月9日登録)

金沢市諸江町上丁665

TEL 0762-22-2196

○末岡 紀久 (平成5年4月7日登録)

金沢市新堅町3-92

TEL 0762-21-1216

○市川 一 (平成5年5月11日登録)

金沢市諸江町上丁298 県住7-9

TEL 0762-21-4446

○松田 豊 (平成5年5月11日登録)

金沢市泉本町1-114

TEL 0762-80-6000

○的場 晴次 (平成5年6月1日登録)

金沢市横山町16-3

TEL 0762-32-0826

会務日誌

会務日誌

1月14日	部長会	6名出席
1月16日	広報部会	5名出席
3月11日	部長会	8名出席
3月12日	北陸三県連絡協議会役員会	4名出席
3月19日	選挙管理委員会	5名出席
3月24日	中部地方協議会	1名出席
4月3日	総務部会	6名出席
4月16日	部長会	7名出席
4月22日	経理部会	4名出席
4月22日	会計監査	7名出席
4月28日	理事会	15名出席
5月21日	総務部会	4名出席
5月28日	定時総会	42名出席
6月6日	中部地方協議会総会	4名出席
	開催地要員	5名参加
6月16日	日本行政書士会連合会総会	役員 1名出席 代議員 2名出席 会長代理 1名出席
6月24日	平成5年度第1回理事会	18名出席
6月24日	平成5年度第1回支部長会	4名出席
6月29日	総務部会	3名出席
7月2日	業務指導部会	5名出席
7月10日	広報部会	6名出席
7月17日	臨時総会	
7月24日	北陸三県件別報酬額打合会	3名出席
~25日		

事務局からのお知らせ

会費納入について

本年度会費を納めておられない方は、至急次の口座へ振り込んでください。

口座名 石川県行政書士会

口座番号 北国銀行本多町出張所

普通預金 30-008717

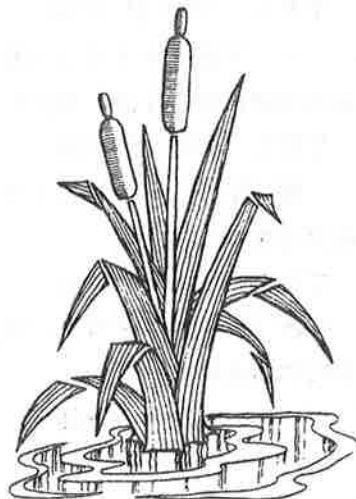
(事務局)

編集後記

7月12日午後10時17分に発生した北海道沖南西地震は、津波による死者、行方不明者も合わせて200余名を数える大惨事となりました。改めて自然災害の恐ろしさを見せつけた出来事でした。犠牲者のご冥福をお祈りします。

今年度は、広報部の人心も入れ替わり初心に戻って頑張りたいと思います。特に、広報部が発足して5年が過ぎ6年目に入る今年は、広報部にとって大事な節目を迎えていると言えます。

各支部も定時総会を終え、新しいスタッフのもと新事業の活動に多忙の日々を過ごされていることと思いますが、健康には充分留意され頑張ってください。(F. K)



M E M O

Blank lined area for writing the memo content.

